

12.生活保護業務における情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会の実施状況（処置要求）

厚生労働本省

1億4379万円(指摘金額)

生活保護業務における情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会の概要

- ✓ 政府は、社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）の導入に向けたシステム改修等の整備を実施
 - 行政機関同士が、情報提供ネットワークシステムを通じて、行政手続に必要な情報をやり取りすること（情報連携）などが可能になり、生活保護分野では、事業主体は、年金給付関係情報等について、他の機関の保有する情報の提供を求めること（情報照会）が可能に
- ✓ 厚生労働省は、生活保護システムと情報提供ネットワークシステムとを接続することなどを目的として、都道府県及び市町村（事業主体）に対して、生活保護システム等の改修に必要な経費等を対象に補助金を交付
 - 検査した32都道府県175事業主体における平成26年度から令和2年度までの国庫補助金相当額計12億3947万円

検査の結果

- ✓ 検査したところ、23都道府県の35事業主体において補助金を用いて生活保護システム等の改修を実施しているにもかかわらず、情報照会を全く実施していなかった
 - 23都道府県の35事業主体における国庫補助金相当額計1億4379万円
- ✓ 厚生労働省は、情報連携が活用されていない原因の詳細について把握しておらず、活用に向けて参考となる事例を把握するなど具体的な事業主体への支援を実施していなかった
- ✓ 情報照会を全く実施していなかった事業主体に対する都道府県の支援の状況を確認したところ、1県が1事業主体に対して支援を行っていたのみ

要求する処置

- ✓ 事業主体に対して、情報照会の実施に係る業務フローの確認及び見直しの必要性や情報照会の実施による業務上の利点等を示した通知等の内容を理解しやすく整理した上で、改めて周知
- ✓ 都道府県等に対して、事業主体における情報照会の実施状況の把握や、情報照会に係る研修を実施するなどの支援を行うよう改めて周知

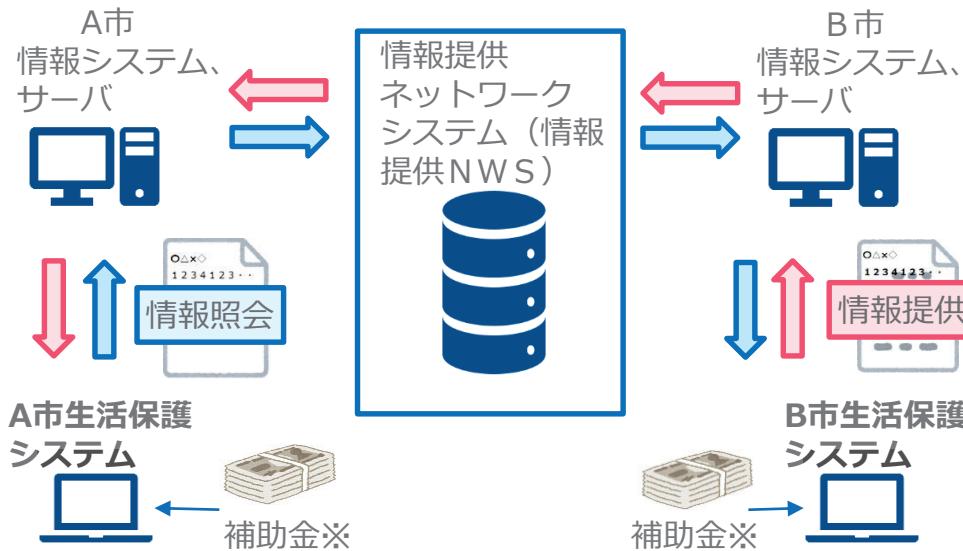


12.生活保護業務における情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会の実施状況（処置要求）

厚生労働本省

1億4379万円(指摘金額)

事業主体における情報照会のイメージ図



※ 検査した32都道府県175事業主体における平成26年度～令和2年度の国庫補助金相当額計12億3947万円

➡ 情報照会の実施により、事業主体の業務の時間や人員の削減

要求する処置

- 事業主体に対して、情報照会の実施に係る業務フローの確認及び見直しの必要性や情報照会の実施による業務上の利点等を示している通知等の内容を理解しやすく整理した上で、改めて周知すること
- 都道府県等に対して、事業主体における情報照会の実施状況の把握や、情報照会に係る研修を実施するなどの支援を行うよう改めて周知すること

検査の結果

情報照会の実施状況

32都道府県の138事業主体は、当該事業主体の生活保護システムに適合する事務処理マニュアルを作成するなどして、職員に対して情報照会の利用を促しており、情報提供NWSを通じた情報照会を実施

一方

23都道府県の35事業主体は、補助金を用いて生活保護システム等の改修を実施しているにもかかわらず情報照会を全く実施していなかった

(理由：情報照会を行う手順や方法についての理解が十分でなかったため、厚生労働省が発出した通知等の内容について理解が十分でなかったためなど)

国庫補助金相当額 計1億4379万円

情報照会の円滑な実施に係る支援等

厚生労働省は、情報連携が活用されていない原因の詳細について把握しておらず、活用に向けて参考となる事例を把握するなど具体的な事業主体への支援を実施していなかった

情報照会を全く実施していなかった事業主体に対する都道府県の支援の状況を確認したところ、1県が1事業主体に対して支援を行っていたのみ